主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人河村正和、同籠池宗平、同松浦明治の上告趣意のうち、違憲をいう点は、 職業安定法三二条一項、六四条一号が憲法二二条一項、二七条に違反しないことは、 当裁判所の判例(昭和二四年新(れ)第七号同二五年六月二一日大法廷判決・刑集 四巻六号一〇四九頁)及びその趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、 その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五七年六月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	寺	田	治	郎